

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月31日

大阪府知事 殿

提出者

住所 大阪府中央区北浜2丁目2番22号

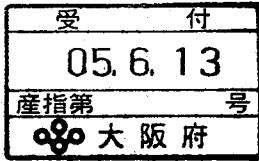
氏名 不二建設株式会社 関西支社

取締役副社長執行役員

関西支社長 船橋 慶一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6228-6606



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	不二建設株式会社 関西支社
事業場の所在地	関西支社管轄内事業所：工事作業所各所
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06:総合工事業
②事業の規模	売上高：158億円
③従業員数	126名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	716.00 t	6.57 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。ISO14001認証を取得、環境教育を継続。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	排出量	708.84 t	6.50 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。ISO14001認証を取得、排出量削減目標を継続。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。ISO14001認証を取得、環境教育を継続。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。ISO14001認証を取得、排出量削減目標を継続。

(第2面-2)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	コンクリート片
42.70 t	149.80 t	16.65 t	70.00 t

②計画

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	コンクリート片
42.27 t	148.30 t	16.48 t	69.30 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

そのほかれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品
37.00 t	404.04 t	451.44 t	10.00 t

②計画

そのほかれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品
36.63 t	400.00 t	446.93 t	9.90 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	（これまでに実施した取組） ・なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	（今後実施する予定の取組） ・なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
（今後実施する予定の取組） ・なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t
	（これまでに実施した取組） ・なし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t
	（今後実施する予定の取組） ・なし。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
	全処理委託量	716.00 t	6.57 t
	優良認定処理業者への処理委託量	716.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	716.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	（これまでに実施した取組） <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストを推進。昨年度約3900件、99.9%達成。 ・運搬処分電子契約を推進。昨年度約240件、97.5%達成。 ・4tコンテナにて、混合廃棄物、木材を標準分別。 ・コンクリート塊、アス・コン塊は状況に応じて保管場所を設置。 ・多量に処分を委託する処理事業者の現地審査を随時実施。適切な処理状況を確認する。 		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	コンクリート片
42.70 t	149.80 t	16.65 t	70.00 t
10.50 t	127.80 t	16.65 t	0.00 t
32.20 t	86.00 t	16.65 t	0.00 t
10.50 t	63.80 t	0.00 t	70.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面-3)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物(管理型)	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品
37.00 t	404.04 t	451.44 t	10.00 t
20.72 t	349.83 t	451.44 t	10.00 t
0.00 t	22.62 t	0.00 t	0.00 t
20.72 t	327.21 t	451.44 t	10.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油
②計画	全処理委託量		708.84 t	6.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量		708.84 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量		708.84 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。ISO14001認証を継続。現状に同じ。 ・産廃電子契約を推進。 ・電子契約対応及び環境意識の高い処理事業者を優先的に採用する。 				
※事務処理欄				

(第5面-2)

②計画

廃プラスチック類	木くず	廃石膏ボード	コンクリート片
42.27 t	148.30 t	16.48 t	69.30 t
10.40 t	126.52 t	16.48 t	0.00 t
31.88 t	85.14 t	16.48 t	0.00 t
10.40 t	63.16 t	0.00 t	69.30 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

②計画

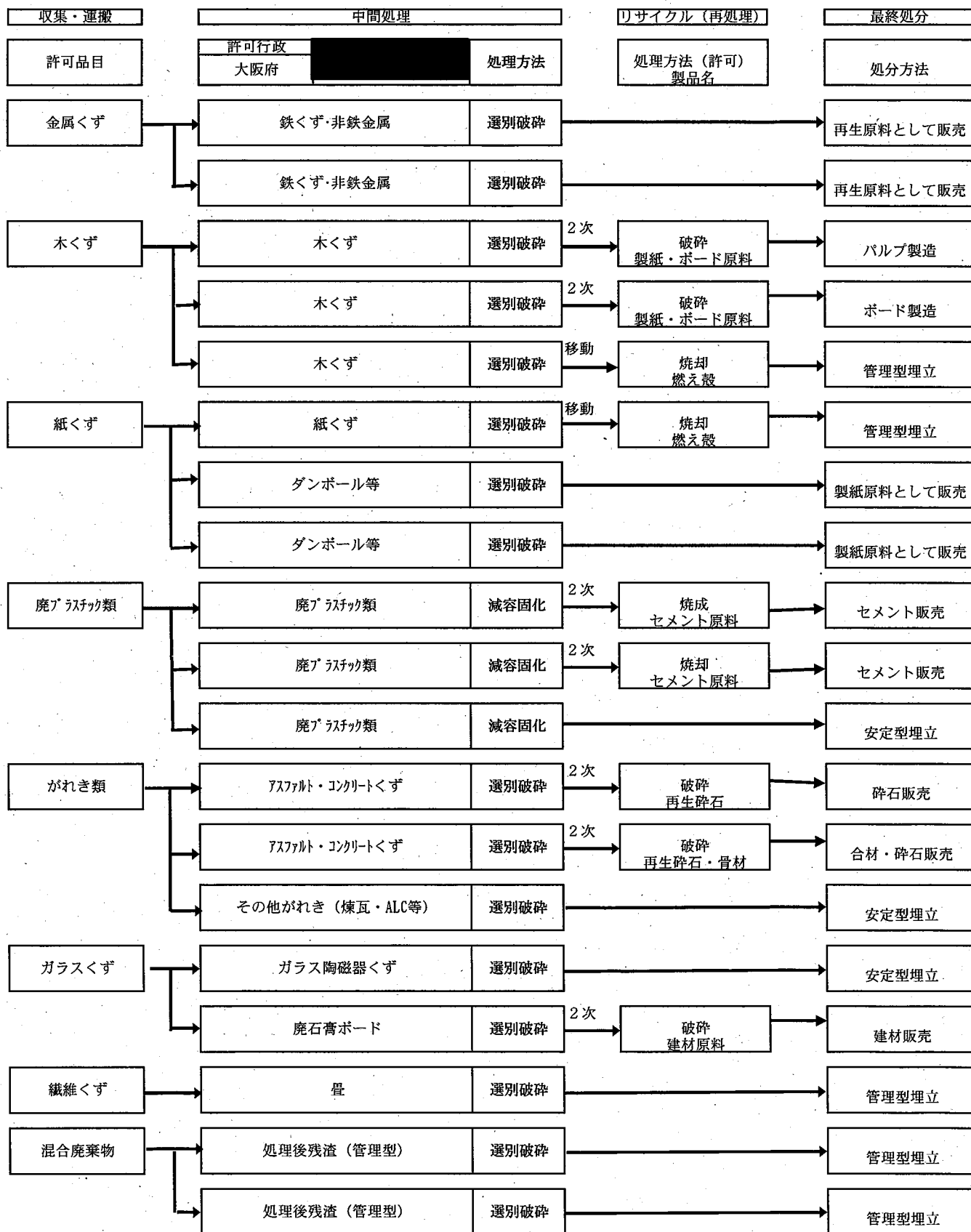
その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品
36.63 t	400.00 t	446.93 t	9.90 t
20.51 t	346.33 t	446.93 t	9.90 t
0.00 t	22.39 t	0.00 t	0.00 t
20.51 t	323.94 t	446.93 t	9.90 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1-1処理工程図（一般）

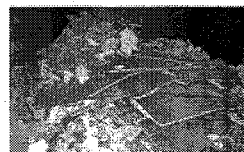
産業廃棄物処理ルート



大阪初の本格廃石膏ボードリサイクル施設

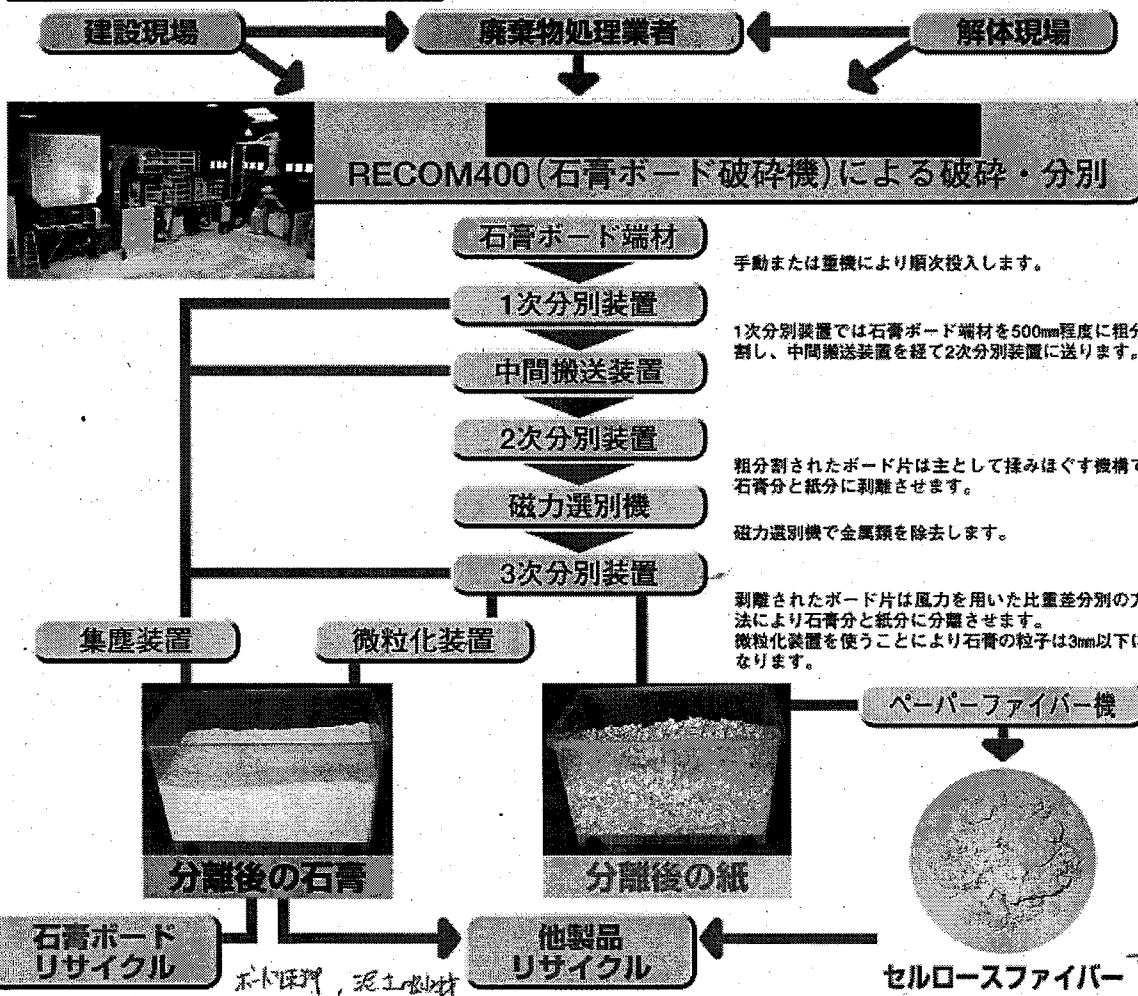
廃石膏ボードの処理が社会問題化してきました。現行の廃棄物清掃法では一切管理型処分が義務付けられています。最終処分費用の高騰、環境保全を考えた時、問題点は次のようなことではないでしょうか？

- 廃石膏ボードの最終処分方法が難しくなっている。
- 今後は新築系ボードより解体系ボードの処理が急務。
- 分離後の石膏の安定型処分費用の増大。
- 安価に処理でき、できることならリサイクルさせたい。



投入前の廃石膏ボード

廃石膏ボード分離フロー



注意事項

投入する石膏ボードは「乾燥状態」とし、湿ったボードやゴミなどの異物を含んだボードは処理できません。また磁力選別機は高磁力のもので金属類を除去しますが100%の磁選はできませんので、金属類を帯びた石膏ボードのご依頼は極力さけてください。

詳細については御一報ください。

別添2 管理体制図

[産業廃棄物の処理に係る管理体制] 不二建設(株)関西支社

